

（重要）本事務連絡は、新型インフルエンザ対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、7月30日（金）に決定された緊急事態宣言を実施すべき区域の追加等について周知するものです。「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年7月30日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）を併せて確認の上、関係者に周知願います。

都道府県・指定都市 文化行政主管部課長

文化庁政策課長

7月30日に決定された緊急事態宣言を実施すべき区域の追加等について

令和3年7月30日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が高い水準にあり、その増加傾向が著しい地域が見られることなどから、8月2日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都及び沖縄県に加え、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加する変更を行うとともに、東京都及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月31日まで延長し、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から令和3年8月31日までの30日間とすることとした。

また、重点措置区域については、また、同じく令和3年7月30日に、8月2日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を除外し、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行い、これらの道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から令和3年8月31日までの30日間とする旨の公示を行った。

改正された基本的対処方針、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年7月30日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）においては、催物の開催制限及び施設の使用制限やそれに伴う留意点等文化芸術に関わる事項についての記載もありますので、ご参照ください。

また、基本的対処方針においては、「特定都道府県は、公立の施設等について、地域の感染状況等に応じて、措置期間における閉館や閉園等を検討するものとする。」とされています。公立の文化施設の閉館や閉園等については、地域の感染状況等に応じて、市民が文化芸術に触れる機会の確保についても十分にご配慮いただき、ご検討くださいますようお願いいたします。

本件について、下記参考資料と併せ、域内の市区町村の文化担当部署、その他の関

係機関に対しても周知されるようお願いします。

記

(参考資料)

- ・令和3年7月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第71回）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r030730.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和3年7月30日発出）

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210730.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年7月30日変更）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030730.pdf

- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年7月30日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210708.pdf

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--